

# 大門地区区域指定において建築可能な用途

用途		根拠法令	
住宅(一戸建て専用住宅)		建築基準法別表第二(い)項第1号	
兼用住宅	事務所	延べ面積の1/2以上は住居 かつ 左記の用途部分の床面積の合計は 50㎡以下	建築基準法施行令第130条の3第1号
	日用品の販売を主たる目的とする店舗、食堂、喫茶店		建築基準法施行令第130条の3第2号
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋など		建築基準法施行令第130条の3第3号
	洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店など(原動機0.75kW以下)		建築基準法施行令第130条の3第4号
	自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋など(原動機0.75kW以下)		建築基準法施行令第130条の3第5号
	学習塾、華道教室、囲碁教室など		建築基準法施行令第130条の3第6号
	アトリエ又は工房(原動機0.75kW以下)		建築基準法施行令第130条の3第7号
日用品の販売を主たる目的とする店舗、食堂、喫茶店	左記の用途部分の床面積の合計は 150㎡以下	2階以下	建築基準法施行令第130条の5の2第1号
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋など			建築基準法施行令第130条の5の2第2号
洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店など(原動機0.75kW以下)	左記の用途部分の床面積の合計は150㎡以下 うち、作業場の床面積の合計は50㎡以下		建築基準法施行令第130条の5の2第3号
自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋など(原動機0.75kW以下)			建築基準法施行令第130条の5の2第4号
学習塾、華道教室、囲碁教室など	左記の用途部分の床面積の合計は 150㎡以下		建築基準法施行令第130条の5の2第5号